

産業投資を巡る足元の動向

財務省 理財局

2025年3月24日

目次

- (1)分科会取りまとめ(令和6年7月29日)
- (2)産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応
- (3)特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

目次

- (1) 分科会取りまとめ(令和6年7月29日)
- (2) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応
- (3) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

「財政投融資の在り方に関する議論の整理」(抜粋)

令和6年7月29日 財政制度等審議会・財政投融資分科会

3. 産業投資の在り方

(1) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化

産業投資については、経済社会情勢の変化に伴いその役割が高まる一方で、収益面で課題を抱える出資先が存在することを踏まえ、適切な収益を上げながら期待される政策目的を実現していくため、平成26年報告書や令和元年報告書でとりまとめられた内容をベースとしつつ、一層の運営改善・ガバナンスの強化に取り組むべきである。

こうした考え方の下、政策性と収益性の両立が求められるという産業投資の特殊性を考慮しつつ、収益管理等の在り方については民間主体による取組も参考としうるとの認識に立ち、その具体的な方策について①～⑥のとおり検討を行った。

なお、一連の取組を進めていく際には、各機関やその所管省庁の責任との関係に留意する必要がある。すなわち、各機関における投資決定やその後の案件管理は、それぞれの経営陣の責任の下で適切に行われ、機関内で強固なガバナンス体制を築く必要があることは言うまでも無い。また、各機関の所管省庁は、個別の業務執行については各機関の自主性を尊重しつつ、法律上の監督権限に基づき、各機関の運営状況を確認し、問題が認められる場合には必要な監督対応を行う責任を負う。その上で、財務省理財局は、各機関に対する出資者としての立場及び産業投資を総括する立場から、政策効果の達成状況、経営陣の能力・構成、経営方針・財務状況及びガバナンスの有効性といった点を中心にモニターし、各機関に対して必要に応じて改善を促すとともに、所管省庁に対して必要な監督対応を求めていくべきである。

- ① ポートフォリオの管理運営 (略)
- ② 各機関の投資活動に対するモニタリングの高度化 (略)
- ③ 大型案件に対する対応 (略)
- ④ 各機関への建設的関与 (略)
- ⑤ 収益懸念に対する実効的対応 (略)
- ⑥ 借入れに対する規律の強化 (略)

「財政投融資の在り方に関する議論の整理」(抜粋)

令和6年7月29日 財政制度等審議会・財政投融資分科会

3. 産業投資の在り方

(2) 財源面での仕組上の課題

産業投資を管理する財政投融資特別会計の投資勘定においては、現行制度上、毎年度の予算において歳入を勘定内に留保しておく仕組みや、歳入不足時に自前で機動的に資金調達を行う手段がない。このため、産業投資の規模が毎年度変動する配当金等の水準に厳格に制約され、また、財源の大半がNTT株とJT株に由来するという不安定な構造にある。投資活動という性質上、財源の見通しが立てづらい、決まった財源以上に出せない、といった形では政策ニーズに的確に対応する上で問題であり、改善を図るべきである。

産業投資をより安定的かつ機動的に運営していくためには、一定の範囲で柔軟性を確保することが必要であり、3. (1) で述べた運営改善・ガバナンス強化に向けた取組を前提として、財源の平準化や必要に応じた資金調達のための仕組みについて、制度改正も念頭におきつつ検討することが適当である。

例えば、投資勘定に設けられている投資財源資金については、現行制度上、一般会計からの繰入れしか認められておらず、昭和38年度を最後に活用されていない状態にあるが、投資勘定内で歳入歳出差額が生じた場合にこれを翌年度以降の投資財源として留保できれば、年度毎の収入の平準化や資金ニーズに対する機動的な対応が可能となるため、必要な措置について具体的に検討することが適当である。

なお、借り入れによる資金調達は、必要に応じた資金調達のための選択肢の一つであると考えられる。ただし、産業投資がリスクの高い事業を対象とするエクイティファイナンスであるとの性格に鑑み、仮に借り入れの活用を検討する場合には、野放図な規模拡大により投資勘定の財務の健全性が損なわれたり、収益性に問題のある事業に安易に資金が充当されたりすることのないよう、限定期に運用されることが不可欠である。この観点から、今後も配当金等が基本的な投資原資であることを確實に担保するため、許容しうるリスクの客観的把握に基づいて借入金の上限を設定する等の措置を講じるべきである。

上記の条件を満たした上で、財源の平準化や必要に応じた資金調達が実現できれば、産業投資を通じて政策的に必要な分野に必要な規模の支援を行うことが可能となる。運営改善・ガバナンス強化に向けた取組と相まって、こうした新しい産業投資の仕組みの下で、政策目的の実現と、それによる経済的利益が配当等の形で国庫に還元されるという好循環を目指していくべきである。

目次

- (1) 分科会取りまとめ(令和6年7月29日)
- (2) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応
- (3) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応

別添

産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議の開催について

令和6年12月17日
関係府省庁申合せ

- 産業構造の変化、地政学リスクの高まりに対するサプライチェーンの強靭化、脱炭素成長型経済構造への移行など、国による産業支援の必要性が高まっている状況の中、財政制度等審議会財政投融資分科会にてとりまとめられた「財政投融資の在り方に関する議論の整理（令和6年7月29日）」を踏まえ、産業投資の運営改善・ガバナンス強化のための取組の推進に向けて関係府省庁間の緊密な連携を確保し、必要な検討や取組の円滑な実施を図るため、産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 会議の構成は別添のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加することができる。
- 議長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 会議の事務は、関係行政機関の協力を得て、財務省理財局財政投融資総括課において処理する。
- 会議は原則非公開とし、議事要旨を公表する。
- 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

第1回「産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議」の主な内容

- 日 時：令和6年12月17日（火）16:00～17:00
- 場 所：中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室
- ⇒ 令和6年7月の財政制度等審議会財政投融資分科会における「財政投融資の在り方に関する議論の整理（令和6年7月29日）」の取りまとめの内容を踏まえ、産業投資のガバナンス強化に係る取組について、事務局より説明。

議長

産業投資機関 関係府省庁等実務者連絡会議 構成員

財務省理財局財政投融資総括課長

構成員

内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当）

内閣府民間資金等活用事業推進室参事官

総務省国際戦略局国際戦略課長

財務省大臣官房政策金融課長

財務省国際局開発政策課長

財務省理財局財政投融資総括課財政投融資企画官

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長

農林水産省経営局金融調整課長

経済産業省経済産業政策局産業資金課長

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長

中小企業庁事業環境部金融課長

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長

国土交通省大臣官房参事官（地域戦略担当）

国土交通省鉄道局国際課長

国土交通省物流・自動車局物流政策課長

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官

オブザーバー

沖縄振興開発金融公庫

株式会社民間資金等活用事業推進機構

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策金融公庫

株式会社国際協力銀行

株式会社農林漁業成長産業化支援機構

株式会社産業革新投資機構

株式会社海外需要開拓支援機構

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

株式会社脱炭素化支援機構

目次

- (1) 分科会取りまとめ(令和6年7月29日)
- (2) 産業投資の運営改善・ガバナンス強化に向けた対応
- (3) 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について

(財政投融資特別会計投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能に)

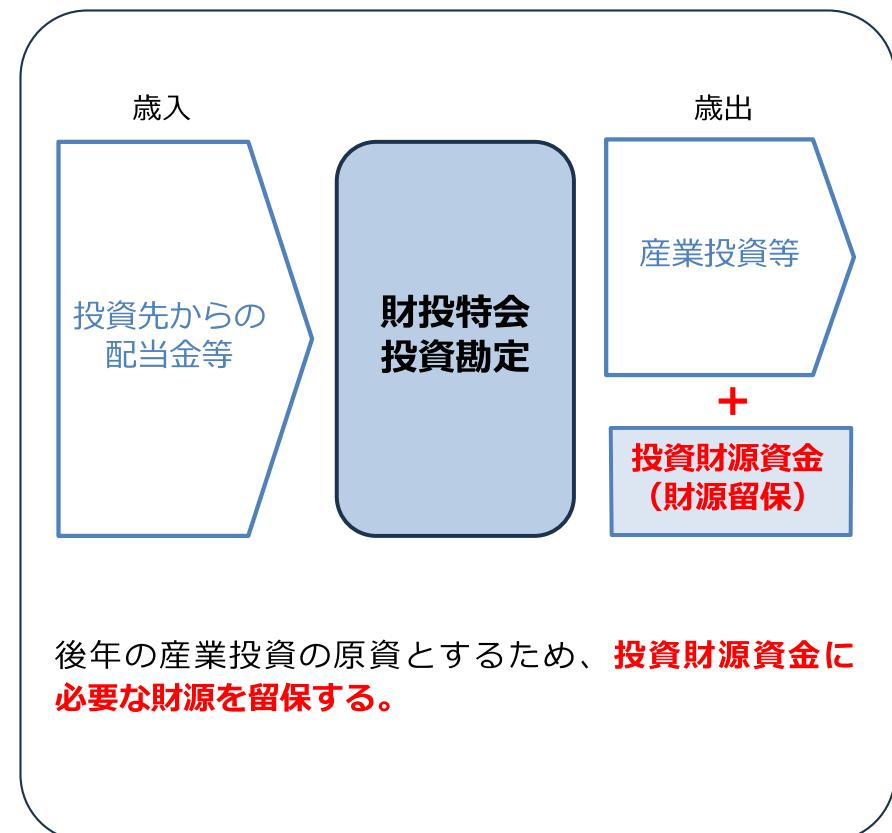
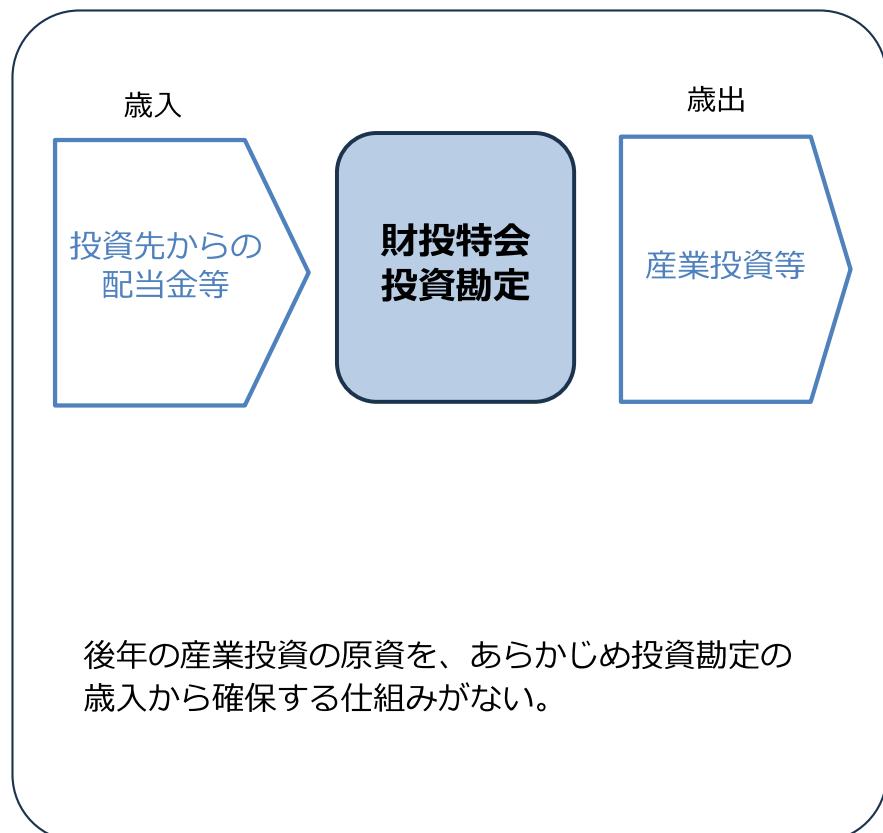
課題	<ul style="list-style-type: none">○ 産業投資を経理する財政投融資特別会計投資勘定（以下、投資勘定）は、NTT株やJT株からの配当金等を主な財源として、<ul style="list-style-type: none">・ 渡し切りの補助金・交付金とは異なる形で、・ 民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、官が先鞭をつける形で、リスクマネーの供給を行うもの。○ 他方、財源が年により変動するため、供給を抑制的に行わざるを得ない。
法改正	<ul style="list-style-type: none">○ 歳入に余裕のある時には、投資勘定の資金（投資財源資金）への繰入れ（=備える）、歳入に余裕のない時には、投資勘定による借り入れ（=借りる）、が可能となるよう、改正し、投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能にするもの。○ （従前は、抑制的に行わざるを得なかったが）今後は、収益性の見込める成長分野に対し、より積極的に、リスクマネーの供給を行っていくことが可能となる。
期待される効果の例	<ul style="list-style-type: none">① 成長型経済への移行 ⇒ イノベーションの促進（AI・ロボット等）による生産性の向上等を図るため、リスクマネーを積極的に供給。② 地方創生 ⇒ 地方創生の取組（地方大学発ベンチャー、再生可能エネルギー等）へのリスクマネーの供給の規模を拡大。③ 経済安全保障 ⇒ レアメタル等の海外権益の獲得競争で優位に立てるよう、リスクマネーの供給量を拡充。

投資勘定における財源留保

投資勘定に設置されている「投資財源資金」を活用し、産業投資の財源不足を補足するための原資を投資勘定の歳入・歳出の状況が許す時期に留保。

現行法下の運用

法改正後の運用

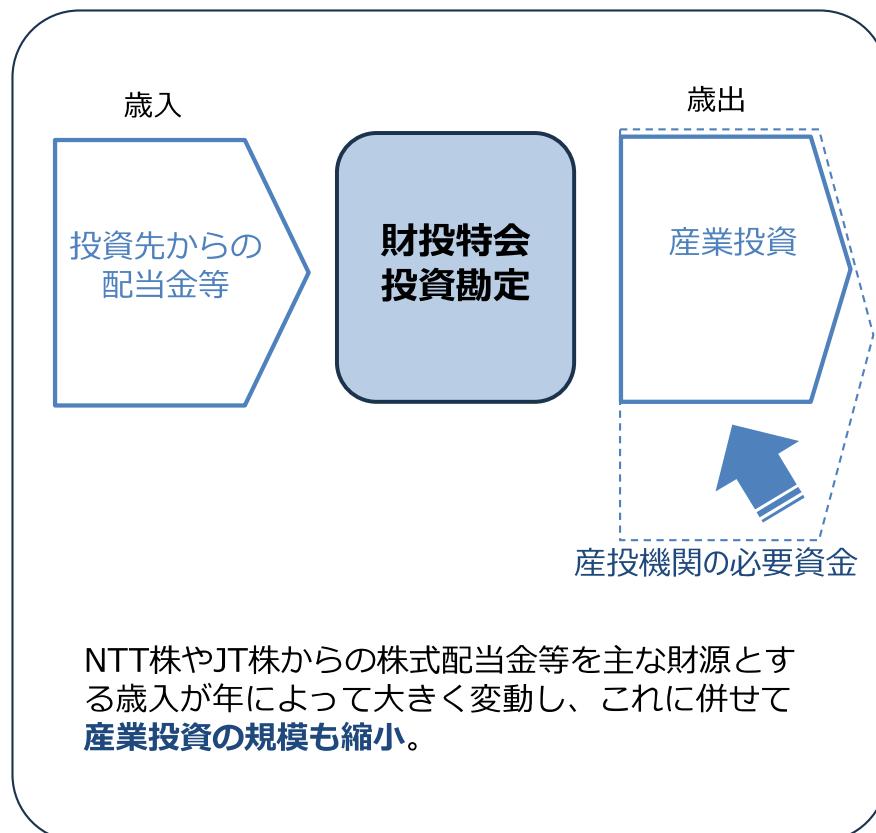


投資勘定における借入

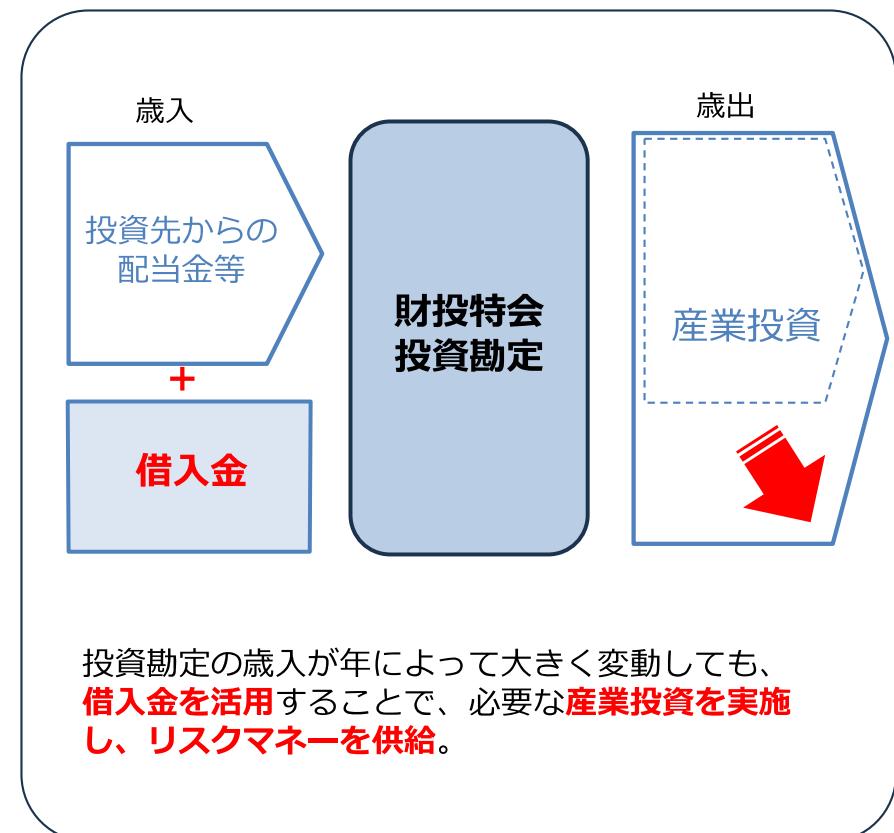
経済情勢に即応した適時適切な産業投資を行うための資金調達手段として、借入金を可能とする。

現行法下の運用

法改正後の運用



NTT株やJT株からの株式配当金等を主な財源とする歳入が年によって大きく変動し、これに併せて**産業投資の規模も縮小**。



投資勘定の歳入が年によって大きく変動しても、
借入金を活用することで、必要な**産業投資を実施**し、**リスクマネーを供給**。

期待される効果（具体的な例）

①成長型経済への移行（例）

●AI

ICU（集中治療室）後の患者の予後をAIでモニタリングし、容体急変の早期発見を行うシステムを開発するスタートアップへの支援

（日本政策投資銀行）



●ロボット

データ蓄積を可能とするクラウド通信を用いながら、顧客対応を行えるロボットを開発するスタートアップへの支援

（日本政策投資銀行）



②地方創生（例）

●地方の大学発スタートアップ

IPS細胞由来の再生医療製品（心筋シート）の実用化に取り組む大学発スタートアップへの支援

（産業革新投資機構）



●地方の脱炭素電源開発

熊本県阿蘇郡における地域住民が出資する事業主体が行う、地熱発電事業への支援

（脱炭素化支援機構）



③経済安全保障（例）

●金属鉱物開発事業

自動車産業に必要なレアメタルの確保に向け、南アフリカにおける白金族金属（パラジウム等）の探鉱開発事業への支援

（エネルギー・金属鉱物資源機構）



（提供元）Ivanhoe Mines

●天然ガス開発事業

LNGの安定的な確保に向け、オーストラリアにおけるガス田の開発事業への支援

（エネルギー・金属鉱物資源機構）

天然ガス開発事業（イメージ）



（提供元）Chevron Australia